

【図8.3.4.4】政策コストの推計<出資金返済なし>(想定割引率:1.7%の場合)

政策コスト(単位:億円) <出資金返済なし>		19年度以降の収入の変化							
		変化なし	1%減少	5%減少	10%減少	20%減少	30%減少	40%減少	50%減少
19年度以降の 支出の変化	50%減少	-642	-632	-592	-543	-443	-344	-245	-146
	30%減少	-465	-455	-415	-365	-266	-167	-68	31
	10%減少	-287	-277	-238	-188	-89	10	109	209
	変化なし	-199	-189	-149	-100	0	99	198	297
	1%増加	-190	-180	-140	-91	8	108	207	306
	5%増加	-154	-145	-105	-55	44	143	242	342
	10%増加	-110	-100	-61	-11	88	187	287	386

8.3.4.5.政策コストの推計(想定割引率:0.7%の場合)

近年の低金利の流れを反映して割引率を0.7%に設定した場合には、政策コストは【図8.3.4.5】のようになる。

【図8.3.4.5】政策コストの推計(想定割引率:0.7%の場合)

政策コスト(単位:億円)		19年度以降の収入の変化							
		変化なし	1%減少	5%減少	10%減少	20%減少	30%減少	40%減少	50%減少
19年度以降の 支出の変化	50%減少	-798	-784	-726	-654	-509	-365	-221	-76
	30%減少	-540	-526	-468	-396	-251	-107	37	182
	10%減少	-282	-268	-210	-138	7	151	295	440
	変化なし	-153	-139	-81	-9	136	280	424	569
	1%増加	-140	-126	-68	4	149	293	437	582
	5%増加	-89	-74	-16	56	200	345	489	633
	10%増加	-24	-10	48	120	265	409	553	698

分散が広がり、リスクが生じた場合の赤字額が大幅に大きくなる。

8.3.5.改善に向けた意見:将来リスクを考慮した制度設計の必要性

債務の透明性と説明責任とともに、今後の効率的な公社運営が問われている。次に、制度設計のあり方を議論する。

8.3.5.1.ガバナンスの視点

京都府道路公社では理事のうち、沿線市町首長2人、民間人1人を含めたメンバー8人で構成される理事会が組織され、効率的かつ安定的な公社経営を目指して審議されている。理事会等は非公開だが、事業報告書等の配付資料は道路公社のホームページで公開されている。

しかし、公社には点検評価委員会が整備されていない。公社の抱える様々な諸問題(たとえば、経営戦略、人事問題、財務問題等々)について検討を進めるためには、多様な知識や経験を有する民間人を含めた点検評価委員会を設置し、ガバナンスの構築を進める必要がある。また、情報公開も十分ではない。ガバナンスの欠如は、公社運営のゆがみをもたらす原因のひとつとなるだけに、これらガバナンス制度の整備は、公社のアカウンタビリティ、出資者たる京都府の説明責任から考えれば当然に早期になされる必要がある。

8.3.5.2.資金調達あり方:公社債の活用

まず、後向きの問題として、財政制約の中で、現在保有している負債を軽減する方法が考えられる。返済負担を少なくする方法のひとつは、より低い金利で資金調達をすることである。その方法として、【表8.3.5.2-1】の公募地方公社債発行状況によると、2005年度に、福岡県北九州市、愛知県名古屋市において、はじめて市場公募地方公社債が発行され、その後も発行されている。

【表8.3.5.2-1】公募地方公社債発行状況

表1 公募地方公社債発行状況(2008/1/25現在)

条件決定日	銘柄	年限	発行条件			発行額	保証
			表面利率	発行価格	応募者利回		
2003/7/2	兵庫県土地開発公社(#1)	5	0.48%	100円	0.480%	200億円	兵庫県(保証)
2003/9/8	東京都住宅供給公社(#17)	5	0.85%	100円	0.850%	100億円	東京都(損失補償)
2003/11/12	東京都住宅供給公社(#18)	5	0.79%	99.96円	0.798%	150億円	東京都(損失補償)
2004/1/16	東京都住宅供給公社(#1)	10	1.59%	99.99円	1.591%	70億円	なし
2004/2/24	兵庫県土地開発公社(#2)	5	0.70%	99.95円	0.710%	120億円	兵庫県(保証)
2004/5/19	東京都住宅供給公社(#19)	5	0.78%	99.97円	0.786%	200億円	東京都(損失補償)
2004/5/24	兵庫県土地開発公社(#3)	5	0.83%	99.97円	0.836%	130億円	兵庫県(保証)
2004/8/26	兵庫県土地開発公社(#4)	5	0.97%	99.97円	0.976%	220億円	兵庫県(保証)
2004/11/11	東京都住宅供給公社(#2)	10	1.67%	99.95円	1.675%	70億円	なし
2005/1/13	福岡北九州道路公社(#105)	10	1.51%	99.98円	1.512%	100億円	福岡県、福岡市、北九州市(保証)
2005/2/8	名古屋高速道路公社(#84)	10	1.46%	99.97円	1.463%	100億円	愛知県、名古屋市(保証)
2005/3/7	京都市土地開発公社(#1)	5	0.77%	99.95円	0.780%	100億円	京都市(保証)
2005/5/26	兵庫県土地開発公社(#5)	5	0.59%	99.96円	0.598%	100億円	兵庫県(保証)
2005/10/12	京都市土地開発公社(#2)	5	1.00%	99.98円	1.004%	100億円	京都市(保証)
2005/10/20	東京都住宅供給公社(#20)	5	0.95%	99.98円	0.954%	130億円	東京都(損失補償)
2005/12/9	東京都住宅供給公社(#3)	10	1.71%	99.96円	1.714%	70億円	なし
2006/2/10	福岡北九州道路公社(#107)	10	1.72%	99.93円	1.728%	250億円	福岡県、福岡市、北九州市(保証)
2006/2/15	名古屋高速道路公社(#86)	10	1.74%	99.95円	1.745%	100億円	愛知県、名古屋市(保証)
2006/2/15	名古屋高速道路公社(#87)	20	2.22%	100円	2.220%	100億円	愛知県、名古屋市(保証)
2006/9/11	福岡北九州道路公社(#109)	10	2.09%	99.92円	2.099%	150億円	福岡県、福岡市、北九州市(保証)
2006/11/21	東京都住宅供給公社(#4)	10	2.05%	99.98円	2.052%	100億円	なし
2006/11/28	兵庫県土地開発公社(#6)	5	1.51%	99.95円	1.520%	70億円	兵庫県(保証)
2007/1/16	福岡北九州道路公社(#110)	10	2.03%	99.99円	2.031%	150億円	福岡県、福岡市、北九州市(保証)
2007/2/7	名古屋高速道路公社(#89)	10	1.95%	99.93円	1.958%	100億円	愛知県、名古屋市(保証)
2007/2/7	名古屋高速道路公社(#90)	20	2.44%	99.95円	2.443%	100億円	愛知県、名古屋市(保証)
2007/10/11	東京都住宅供給公社(#5)	10	2.02%	99.97円	2.023%	150億円	なし
2007/12/13	福岡北九州道路公社(#112)	10	1.85%	99.92円	1.859%	200億円	福岡県、福岡市、北九州市(保証)
2008/1/17	福岡北九州道路公社(#113)	20	2.41%	100円	2.410%	100億円	福岡県、福岡市、北九州市(保証)

出所：総務省自治財政局地方債課資料

京都府の資金調達には、すでに述べたように、長短の借入金でまかなわれている。平成16年度以降、短期借入金が増えている。これは、計画収支の悪化による繋ぎ資金的なものと思われる。借入先である市中銀行の金利は低く抑えられ、公社にとってもメリットとなってきた。しかしながら、【表8.3.5.2-2】によれば、平成19年からは、景気の回復による金利の上昇などから、その調達金利も上昇しており、公募債との金利差はほとんどなくなっている。

この現状を評価してみると、長期の整備資金を短期借入金により借り入れる現在の状態は、京都府からの債務保証もあり、確かに市中銀行からの借り換えは可能であると思われるが、2008年以降の厳しい経済状況、銀行の競争環境を考えると、悪化した収支の改善が計画どおり短期的に回復できないリスク、将来の金利上昇リスク、借り換えの困難性が伺える。したがって、公社債など、別の手段による安定した資金調達方法の検討も必要であろう。

また、短期借入金は財政健全化法における将来負担比率の指標には表れないことから、長期の借り換えを前提とした短期借入金による資金調達は、透明性・説明責任の観点からも望ましいとはいえないし、一般的に健全性を欠く財務戦略である。府としては、短期借入金の方が金利が低かったこともあり、短期資金を調達したようであるが、当然のことながら、短期で返済できる原資があるわけではなく、長期への借り換えがいずれ必要となる、と考える。

【表8.3.5.2-2】 地方債の表面利率と道路公社の市中銀行借入利率（短期）との比較

京都府公募地方債利率		京都府道路公社市中銀行借入利率	
公募年月	表面利率(10年もの)	借入年月日	借入利率
平成 18 年 12 月	1.700%	平成 16 年 9 月 1 日 ～ 平成 19 年 9 月 30 日	0.975%
平成 19 年 9 月	1.810%		
平成 20 年 3 月	1.520%	平成 19 年 10 月 1 日～ (現在に至る)	1.475%
平成 20 年 9 月	1.560%		
平成 20 年 12 月	1.570%		

ただ、これら資金調達の見直しは節約にはなるものの、道路運営の中身の改善にはつながらないため、利払い費の縮減は、真の意味での問題解決を遅らせるという弱点もはらんでいる。

一方で、前向きの問題として、今後は次の点がポイントとなるであろう。

#### 8.3.5.3. 資産・負債よりも将来負担（政策コスト）で議論の必要性

公会計基準的には、民間の会計基準に準拠し、資産を再取得価格で評価する方向にあると思われる。しかしながら、道路の価値は、建築費で決まるものではなく、（将来収入と建築費が均衡するような最適なレベルで建設が行われているのなら同じになるが、）そもそも、将来期待できる収入よりも建築費が過大であるような道路で問題が起きており、そのような物件で再取得価格を提示しても意味がないであろう。将来に向けて地方道路公社の経営実態を明らかにするためには、無料開放時期までの料金収入の現在価値（キャッシュインフロー）が、その道路の価値を決めるのであり、その現在価値を資産評価に使うべきであろう。財務諸表には、再取得価格で表示をしてもよいが、実際にその公社の今後のあり方を考えるときには、各道路の無料開放時期までの収入の割引現在価値を求めるべきであろう。実際、企業の減損会計はこのように計算され、固定資産等の減損が発生しているかどうか、開示が義務づけられている。たとえ、債務超過であっても、その価値があれば、その道路には意義があり、予定どおり無料開放も可能であり、地方道路公社としての問題は無いのである。

したがって、本稿でも議論した政策コストの概念を活用し、毎年、その時点における「将来収支予測」、「政策コスト」を積極的に公表し、将来リスクを明示するとともに、道路の運営管理のあり方を広く議論するべきである。

#### 8.3.5.4. 道路建設のあり方：初期時点ガバナンスと維持管理ガバナンスの構築

一方で、各道路の無料開放時期までの収入の割引現在価値が負債に見合わない場合には、将来負担が発生する。このような事態の要因には、将来予測に伴うリスクのほかに、構造的な組織非効率性によるものも考えられる。初期時点ガバナンスと、その後の効率的な維持管理のガバナンスをとともに強化することが大切である。

まず、初期ガバナンスについては、次の二つの視点が重要である。

第一に、本来必要な道路であるならば、受益者負担の考え方、公益性とした府民による税負担の考え方を整理したうえで、公益性がある場合には府民の資産として税金もしくは長期借入で作るべきであろう。将来収入のリスクを十分に議論せず、税負担の必要性がないということにより安易に有料道路を作るとは、かえって、将来の府民の負担を拡大させることになりかねない。有料道路にすれば、（ETC設備を含む）インターの建設費、人件費など徴収のためのコストも必要となる。

第二に、将来の予測にはさまざまなリスクを考慮することが必要であるが、これらの情報を全て公開し、透明性のある議論をおこなうことが、適正なガバナンスに向けた第一歩である。将来の交通量が需要予測と乖離する場合には、当初計画した収入が得られず、徴収期限の延長がない限り、京都府の負担が発生する。将来収支や政策コストを計測した結果、将来において、収入の下方リスク、支出の上方リスクが生じた場合には、将来負担が発生する可能性が確認され

た。

次に、効率的な維持管理のガバナンスに関しては、そのあり方を、これまでの慣習にとらわれずに考えていく必要がある。確かに、現在の制度では、道路法上の「道路」の管理については、道路法の規定（13,15,16条）により、それぞれ道路の種別に応じ、国、都道府県、市町村が道路管理者となることとされており、特別に定め（公社の権限代行等）がある場合を除き、この権限を委託することはできないとされている。この道路管理に伴う管理瑕疵責任は、国家賠償法の第2条により規定されており、特に人工公物である「道路」は、判例上も、10cm足らずの穴ぼこによる転倒事故や民地の樹木の倒壊による衝突事故についても道路管理者を有責とするなど、比較的厳しい判断がなされており、高い管理水準を問われる責任のすべてを民間に委ねることは困難との意見もある。

しかしながら、損害の原因について責に任ずべき者があるときには、これに対して求償権を有する（国家賠償法<sup>27</sup>）ともあり、また、実際には、簡易な維持管理業務の委託は行っている。現状では、求償することができないとしても、今後、少なくとも必要な法改正がなされれば、求償権の厳格化なども含めた適切な契約のもとで、より効率的にマネジメントのできる主体が責任を分担することで、近年導入された指定管理者制度や包括民間委託などを通じて、民間活力・ノウハウを引き出し建設・維持管理・運営の効率化を行うことは可能であると思われる。（国土交通省道路局や道路管理者は、現行の制度下において道路の管理権限の委託はできないとの判断をしているようであるが、現行の制度内でも、業務委託と同様の考え方で、包括的な民間委託ができるとの議論もある。<sup>28</sup>）

民間に将来リスクを与えることで、自治体側はリスクを軽減することができる。民間のリスクコントロール能力が勝るものであれば、それは、官民お互いにとって望ましい。また、将来リスクも含めた形の権利（たとえば、将来の収入権）の売却を行えば、将来債務を確定することができ、債務圧縮のメリットもある。

上記では、一般の道路を対象としたが、一部の利用者への経済学で言う「贅沢品<sup>29</sup>」（時間を買うための道路）としての道路（有料道路、高速道路）というものも考えることは可能である。高額なお金を払ってでも早く移動をしたい人々はいらるであろうし、電車の特急（有料）はそのために存在している。ただし、その道路は、永久に有料であってもかまわない。現時点で無料開放時（徴収期限到来時）に採算が取れないことが予想される道路に関しても、このような特性を持つ道路であれば、無料開放時期を明示しない形の有料道路に切り替えて、道路の価値を高め、コストをまかなうこともひとつのアイデアとなろう。その場合には、民間売却や包括民間委託の可能性も広がる。

27 国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）

第二条 道路、河川その他の公の管造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S22/S22H0125.html>

28 参考として、「PFI事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」（平成14年8月23日国土交通省）には、「公物管理法との関係においては、PFI事業者は、協定等で定めることにより、様々な公物管理業務を行うことが可能であり、また、金融機関からの資金調達や許認可手続き等の面でも支障が生じることはないと考えている。」とある。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/pfi/koubutsukanri.pdf>

29 経済学で用いる「贅沢品＝奢侈品（しゃしひん）」は所得が増えると消費割合が増える財（典型的には別荘や高級ブランド品）のことを言い、所得が増えるにつれて所得の中の消費割合が減る財（典型的には食費）、必需品の反対語である。

目 次

監査テーマ(2)

「府立高校（高等学校・附属中学・特別支援学校）の運営について」

第 1 外部監査の概要	106
1 外部監査の種類	106
2 外部監査のテーマ	106
2.1.選定したテーマ	106
2.2.テーマの選定理由	106
3 外部監査の実施期間	106
4 外部監査の方法	106
4.1.監査の要点（監査の着眼点）	106
4.2.主な監査手続	107
4.3.往査の実施状況	107
5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	107
5.1.包括外部監査人	107
5.2.包括外部監査補助者	107
6 利害関係	107
第 2 監査対象の概要	108
1 教育委員会・教育庁の概要	108
1.1.教育委員会・教育庁の機構	108
1.2.教育庁の職務分掌	108
1.3.教育委員会所管予算	110
1.4.教育改革に関する公表指針等	112
2 京都府の教育施設	113
2.1.施設の配置状況	113
2.2.学校別収入支出の状況	114
3 京都府の状況	122
3.1.児童・生徒数	122
3.2.進学率の推移	124
3.3.卒業後の進路状況	125
3.4.教職員	126
3.5.高等学校教育	128
4 往査対象高等学校等の概要	130
4.1.京都八幡高等学校	130
4.2.農芸高等学校	132
4.3.洛北高等学校・附属中学校	133
4.4.海洋高等学校	135
4.5.西舞鶴高等学校	136
4.6.総合教育センター	137
第 3 外部監査の結果及び意見	139
1 教育庁関係	139
1.1.契約事務（最低制限価格）について	139
1.2.土地の賃借契約について	141
1.3.高校生等修学支援事業について	146
1.4.英語指導助手の帰国旅費について	149
1.5.効率的な学校運営について	150
1.6.入学選抜制度について	165
1.7.府立高等学校再編整備について	167
1.8.府立高等学校改革（京都八幡高等学校）について	174
1.9.授業料関連について	175
1.10.総合教育センターの利用率について	180
2 往査施設共通事項	187

2.1.物品管理について	187
2.2.授業料・聴講料の徴収事務について	188
3 往査施設個別事項	188
3.1.京都八幡高等学校	188
3.2.農芸高等学校	189
3.3.洛北高等学校・附属中学校	190
3.4.海洋高等学校	190
3.5.西舞鶴高等学校	190
4 教職員の資質能力の向上に向けて	190
4.1.監査の目的	190
4.2.教職員評価制度の目的	190
4.3.教職員評価制度の流れ	191
4.4.評価結果の活用	192
4.5.評価制度と研修	192
4.6.研修制度の内容	192
4.7.指導力不足教職員	193
5 結びに	194

(注) 報告書本文中で用いている表中の数値については、四捨五入等の関係で合計が一致しない場合がある。

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

### 2 外部監査のテーマ(地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件)

#### 2.1.選定したテーマ

府立学校(高等学校・附属中学・特別支援学校)の運営について

#### 2.2.テーマの選定理由

教育は、国の将来を担う若者を育てる意味で、国の向かう方向を左右する基本事業の1つである。日本では古くから教育の大切さを様々な形で具現化し、勤勉であると言われる国民性と相俟って制度的にも発展し、ある側面では諸外国の手本ともなった。しかし、戦後の教育は、教育基本法の制定、教科書検定問題、受験地獄、核家族化と少子化、詰め込み教育、ゆとり教育、いじめ問題、モンスターペアレント等々枚挙にいとまがないほど大きな問題を包含しながら、揺れ動いた。

当然のことながら、国民の関心も常に高いものの、これほど重要な教育が地方行政でどのような仕組みで運営されているのか、意外と知られていない。

また、京都府にとって教育費は最大の支出項目であり、平成20年度一般会計当初予算で2,381億円、歳出総額の実に29%を占めている。ちなみに、大阪府では20.3%、兵庫県では22.0%を占めている。一般会計の教育費の中には、うち市町村が運営主体である小中学校関係の歳出も含まれるが、これを除くと、府立学校関係が歳出の最も大きなものであり、金額ベースで604億円と、歳出全体の7%を占めている。

このように府民の関心及び財政に及ぼす影響が大きいことに着目するとともに、少子化に伴い、高校生徒数がピーク時の57%にまで下降する等、高等学校教育を巡る社会情勢が大きく変化する中で、時代の変化に対応した効果的・効率的な学校運営がなされているかについて検証を行う必要があると思料し、本テーマを選定した。

### 3 外部監査の実施期間

平成20年6月6日から平成21年3月9日まで

なお、監査対象期間は、原則として平成19年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成20年度以降の予算等についても言及していることを申し添える。

### 4 外部監査の方法

#### 4.1.監査の要点(監査の着眼点)

府立学校関連予算について、効果的・効率的な執行がなされているか。

施設の管理・運営について、コスト意識を持ち効果的・効率的になされているか。

学校組織・教職員数・職務分担等は適切で、効果的・効率的なものとなっているか。また、教員が教育現場に専念できる有効な組織体制となっているか。

学校事務の共同化・集約化・民間委託等、より効率化を図る手法の導入はないか。

契約事務、施設、物品の管理等は適正に行われているか。

#### 4.2. 主な監査手続

##### 関係書類の閲覧

高等学校・附属中学・特別支援学校及びその関連施設（以下、特に断らない限り、単に「高等学校等」という。）を所管する教育庁各課より各種関係書類や資料の提供を受けるとともに、これらの通査・閲覧を通して高等学校等の置かれている状況の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

##### 関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部署である教育庁各課の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

##### 高等学校等の現場視察

監査の要諦は「現場確認」にあるといわれるように、監査対象となっている現場の視察は何よりも重要な監査手続であると理解している。後述するように南北に長く展開する京都府の地理的条件から、監査対象となった高等学校等も各地に点在しているが、代表的な高等学校等に臨場して、その概要を把握するとともに、現場責任者に対する質問等を積極的に行い、その状況の把握に努めるとともに問題点の検出に注力した。

##### 上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多く、監査の本源的機能である。しかし、監査の機能はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善すべきかという提案・提言等を行うことも重要な役割である。それは監査の指導的機能ともいわれているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言に繋げられるよう努力した。

#### 4.3. 往査の実施状況

上記4.2. でも述べたとおり、外部監査の実施にあたっては所管部署である教育庁各課におけるヒアリングのみならず、代表的な高等学校等に赴いて、文字どおり最前線における高等学校等の運営状況を把握することに努めた。さらに、可能な限り関係機関へも出向いて現場の生の声を聴取することに心掛けた。

なお、この往査の状況は以下のとおりである。

往査実施対象高等学校等		往査実施日	往査担当者
高等学校等	京都八幡高等学校	平成 20 年 9 月 2 日	包括外部監査 人および外部 監査補助者 3 名
	農芸高等学校	平成 20 年 9 月 16 日	
	洛北高等学校・附属中学校	平成 20 年 9 月 19 日	
	海洋高等学校	平成 20 年 10 月 21 日	
	西舞鶴高等学校	平成 20 年 10 月 22 日	
	綾部高等学校東分校	平成 20 年 11 月 25 日	
	福知山高等学校三和分校	平成 20 年 11 月 25 日	
関連機関	総合教育センター	平成 20 年 9 月 2 日	外部監査補助 者 3 名
	北部研修所	平成 21 年 1 月 8 日	

#### 5 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

##### 5.1. 包括外部監査人

公認会計士・税理士 土江田 雅 史

##### 5.2. 包括外部監査補助者

公 認 会 計 士 日根野 健

公 認 会 計 士 堀 田 喜代司

公認会計士・税理士 村 尾 慎 哉

(五十音順)

#### 6 利害関係

京都府と包括外部監査人ならびに補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 教育委員会・教育庁の概要

1.1.教育委員会・教育庁の機構

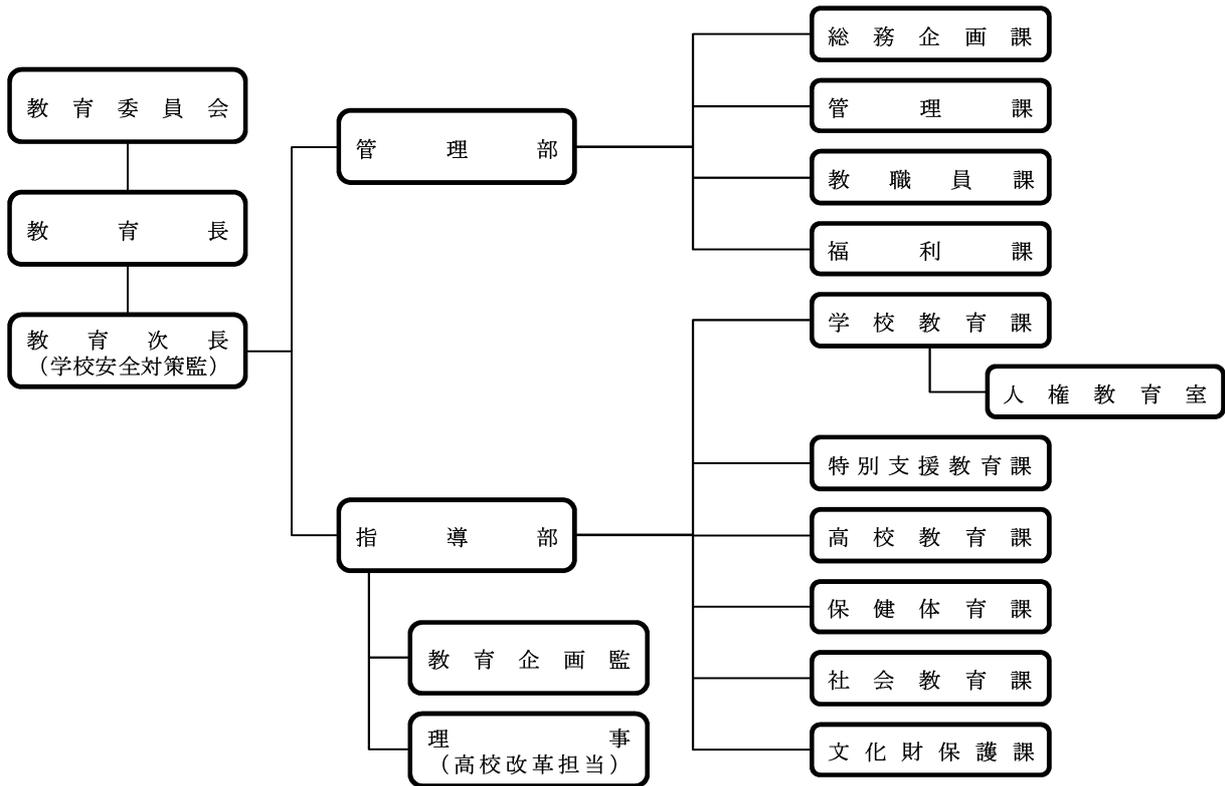
京都府教育委員会は、6人の委員をもって組織される。

委員は、知事の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、知事が、議会の同意を得て任命する。委員の任期は4年で、委員長は、委員の中から選ばれ、任期は1年である。

京都府教育委員会に事務局を置き、これを京都府教育庁という。教育庁は、2部10課、地方機関として府内に5教育局及び埋蔵文化財事務所を置いている。

教育委員会の機構図は、【図1.1.】のとおりである。

【図1.1】機構図



1.2.教育庁の職務分掌

教育庁における事務分掌は、【表1.2】のとおりである。

【表1.2】教育庁における事務分掌

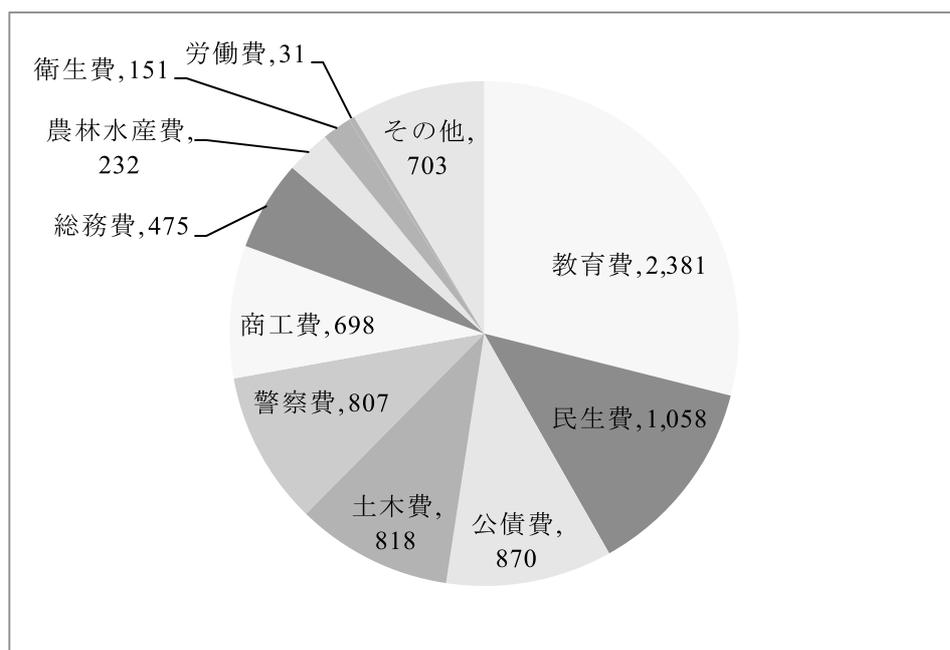
企画総務課	
秘書調整担当	：総合調整、秘書、表彰、危機管理
職員総務担当	：事務局職員人事、給与、福利厚生
予 算 担 当	：議会、予算、決算、教育局管理
企画広報担当	：総合企画、広報、市町村教委支援
行 政 担 当	：文書、法規、法人、調査統計
管理課	
管 理 担 当	：企画調整、学校運営費、教育財産の維持管理
計 画 担 当	：府立学校等施設整備計画、建設工事の入札
建 設 担 当	：府立学校等施設工事の設計・監理・技術指導
設 備 担 当	：府立学校等設備工事の設計・監理・技術指導
助 成 担 当	：市町村立文教施設の整備の援助、助言
教職員課	
企画調整担当	：企画調整、教職員給与の予算、出納
給与制度担当	：教職員の給与制度
給与管理担当	：教職員の給与等の支払
法 制 担 当	：教職員の争訟・服務制度
人 事 担 当	：教職員人事、服務
評価育成担当	：教職員人事評価、育成
福利課	
企画調整担当	：企画調整、共済組合経理、児童手当
厚生貸付担当	：福利厚生事業、共済貸付、財産形成貯蓄
給 付 担 当	：短期給付、組合員資格
年 金 担 当	：長期給付、恩給
学校教育課	
企画振興担当	：企画調整、教科書、各種補助金、教職員研修
教員免許担当	：免許、認定講習
指導第1担当	：進路指導、教育課程、教科指導
指導第2担当	：生徒指導、特別活動、教科指導
人権教育室 推進担当	：人権教育の推進
特別支援教育課	
企画調整担当	：企画調整、特別支援教育の振興
指導推進担当	：特別支援教育の推進

高等教育課	
調 整 担 当：	企画調整
振 興 担 当：	高校教育活性化推進、国際理解、情報教育推進
奨 学 担 当：	修学資金貸与、奨学金
企画推進担当：	生徒定員、高校教育制度、入学者選抜
指導第1担当：	情報教育、職業教育、生徒指導
指導第2担当：	教育課程、進路指導
高校改革担当：	高校教育改革
保健体育課	
企画調整担当：	企画調整
学校体育担当：	学校体育の振興
健康安全教育指導担当：	保健、安全、学校給食に関する指導
健康安全教育振興担当：	健康安全教育の振興、教職員の健康管理
スポーツ振興担当：	社会体育・運動競技の振興
社会教育課	
企画調整担当：	企画調整
振 興 担 当：	婦人・成人・青少年・視聴覚教育
社会教育主事	
文化財保護課	
企画調整担当：	企画調整
建 造 物 担 当：	建造物保存修理、防災、指定調査
管理調査担当：	民俗文化財、無形文化財、美術工芸品
記 念 物 担 当：	埋蔵文化財、史跡・名勝・天然記念物

### 1.3.教育委員会所管予算

京都府の平成20年度当初予算は、一般会計で8,223億7,300万円、前年度予算と比べ0.2%増となっている。このうち、教育費総額は、2,381億1,807万円で府全体の一般会計予算の28.9%を占めている。

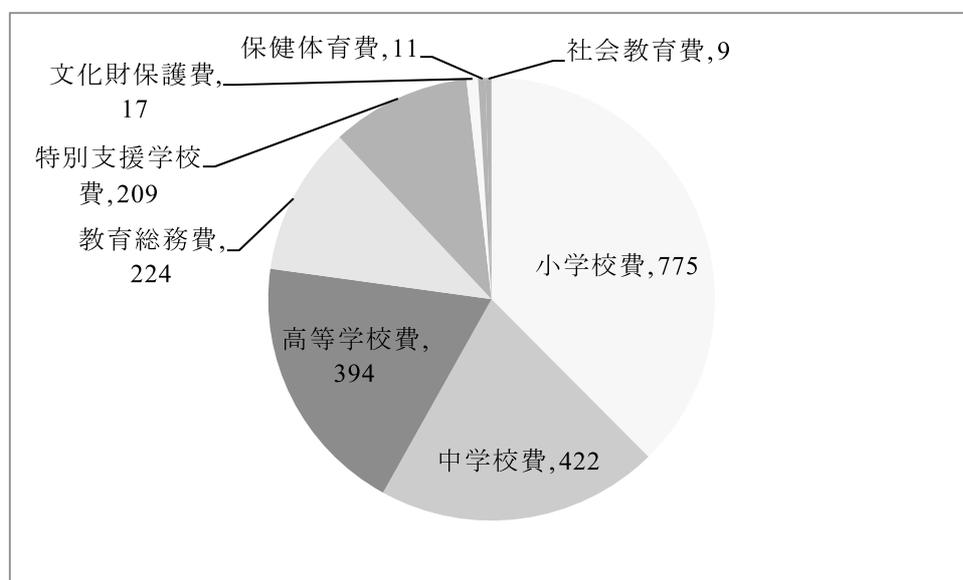
【図1.3-1】府平成20年度当初予算（単位：億円）



また、府教育委員会所管の平成20年度当初予算（一般会計）は、2,060億6,219万円で府全体の歳出額の25.1%を占め、前年度予算（2,066億7,664万円）に比べ0.3%減となっている。

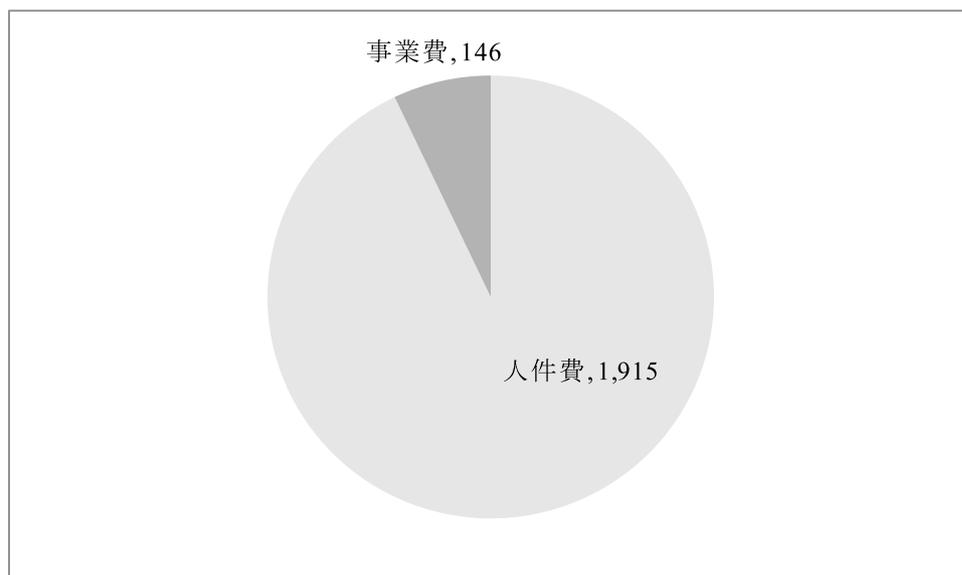
「歳出」を目的別に分類すると、義務教育教職員の給与費や旅費の小・中学校費が58.1%を占め、府立高校の整備や運営経費、給与費などの高等学校費が19.1%、教育庁の運営経費や公立学校教職員の退職手当などの教育総務費が10.9%、特別支援学校の整備や運営経費、給与費などの特別支援学校費が10.2%、社会教育費、文化財保護費、保健体育費併せて1.7%となっている。

【図1.3-2】教育委員会所管目的別予算（単位：億円）



性質別にみると、教職員費及び職員給与費などの人件費が92.9%、府立学校の校舎などの整備をはじめ各種の事業費が7.1%となっている。

【図1.3-3】教育委員会所管性質別予算（単位：億円）



地方公務員の給与は、原則として職員の身分の属する地方公共団体が負担し支給することになっているが、市町村立の小・中学校及び特別支援学校の校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員の給与などについては、市町村立学校職員給与負担法第1条の定めるとことにより、例外として都道府県が負担することとされている。

これは、財政規模その他の事情が異なる市町村に給与を負担させた場合、給与の不均衡が予測され、人事上の障害ともなるので、広域的な視野に立って教育の推進を図るために設けられた制度である。

また、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校の教職員の給与費などについて、都道府県の負担した給与費の概ね3分の1を一定の基準にしたがって、国が負担するよう、義務教育国庫負担法に定められている。

#### 1.4. 教育改革に関する公表指針等

京都府教育委員会では、「新京都府総合計画」に基づき、教育改革の基礎プランとして『京の子ども、夢・未来』プラン21を公表し、そこから派生する様々なプランや懇話会等の外部諮問組織を通じて教育改革を具現化しようとしている。

##### 1.4.1. 『京の子ども、夢・未来』プラン21 京都府の教育改革

平成13年に、京都府の教育改革を総合的に進めるため、「新京都府総合計画」を基盤として、関連施策を体系的に整理した「『京の子ども、夢・未来』プラン21 京都府の教育改革」を策定し、この度時代の進展を踏まえ、直面する教育を取り巻く諸課題により適切に対応するため、見直しを行っている。

##### 1.4.2. 平成20年度指導の重点

1.4.1. 『京の子ども、夢・未来』プラン21 京都府の教育改革 に基づき、京都府の教育は、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成を目指すものである。

この教育の目標を達成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、この変化する社会に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めることが必要である。京都府教育委員会は、市町村教育委員会との連携・協力の下に、学校教育と社会教育の緊密な連携を進め、地域の実態に即して、特色ある教育活動を創造するため、平成20年度指導の重点を公表している。

##### 1.4.3. まなび教育推進プラン

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、全ての子どもたちに『質の高い学力』を身に付けさせる取組について具体的な充実策を策定し、京都府における教育改革を着実に推進している。

##### 1.4.4. 府立学校の在り方懇話会

「府立学校の在り方懇話会」とは、個性化・多様化への対応、少子化の進行やノーマライゼーションの進展等社会の変化に対応した今後の府立学校の在り方や改善方策について、意見を求めるため設置している。

#### 1.4.5. 中高一貫教育等に係る懇談会

中高一貫教育の進め方等について具体的な計画を構想するに当たり、地域社会のニーズ、小・中・高校の現場から見た課題などについて生の意見を交換し整理を図ることを目的として設置している。

#### 1.4.6. 子どもいきいきサポート推進プラン

教育を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭に引きこもったり学校に登校できない子どもたちの問題が顕在化してきた。こうした子どもたちが、豊かな心を持ち、たくましく生き、生涯にわたって学びつづける基盤を培うという観点に立って、小学校から高等学校までの12年間を見据えた不登校の解決に向けて、具体的な施策を策定し、京都府における教育改革を着実に推進する。

#### 1.4.7. 学校の組織運営体制の在り方研究会

この研究会は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）等を踏まえ、京都府の公立学校（京都市立学校を除く。）における組織運営体制の在り方について研究・検討することを目的に設置されている。

## 2 京都府の教育施設

### 2.1. 施設の配置状況

京都府教育委員会の管理に属する教育機関としては、府総合教育センター、府立図書館、府立南山城少年自然の家、府立り湊少年自然の家、府立婦人教育会館、府立山城郷土資料館、府立丹後郷土資料館と府立中学校2校、府立高等学校47校、特別支援学校10校を設置している。

府総合教育センターは、学校・教職員支援をコンセプトに、研究、研修講座、教育相談、教育情報収集・活用の4事業を中心に実施しており、そのウェブサイト、I T E C（Information Technology Education Centerの略であり、府総合教育センターのホームページ）は正に教育情報収集・活用事業を具現化するサイトである。すなわち、主に教員・学校のための教育機関である。この府総合教育センターは、綾部市に北部研修所を擁し、北部地域における研究・研修事業の充実を担っている。

府立図書館は、唯一の府立図書館であり、京都市左京区に位置する。

府立南山城少年自然の家（グリーンパル南山城）は、京都府の最南東部南山城村にあり、奈良県、三重県、滋賀県に隣接し、周囲には緑の笠置連山、青々と水をたたえる高山ダムがあり、マツやコナラの里山と茶畑に囲まれて、四季折々の自然が楽しめる宿泊も可能な施設である。林間学習、吹奏楽・スポーツクラブの合宿、企業等の研修にも利用されている。

府立り湊少年自然の家も同様に、府内の児童・学生・家族の利用を中心として、自然とのふれあいによって自然から様々なものを学ぶことを目的とした宿泊も可能な施設である。

府立婦人教育会館（愛称：ふれーる）は、古都、長岡京の西山の麓、緑豊かな環境の中にある京都府の社会教育施設であり、男女共同参画を推進するため研修、交流、情報交換の場を提供し、その充実を図っている施設である。

府立山城郷土資料館と府立丹後郷土資料館は山城地域と丹後地域の郷土資料を展示したり、郷土に関する講演・研修を行ったりして、その理解を深めることを目的とする施設である。

今回はこれら関連施設のうち、府立高校等の教職員養成に直接的に関係の深い府総合教育センターのみを取り上げた。

なお、京都府内の高等学校の施設の所在地を地図上にプロットした資料が次の【図2.1】である。

【図2.1】府内高等学校の所在地



2.2. 学校別収入支出の状況

最近3カ年における学校別収支の状況は、【表2.2-1】のとおりである。

各校とも収入額はほぼ一定あるいは遞減傾向が見られるが、支出額の大部分を占める人件費が増加傾向にあることが伺われる。

【表2.2-1】学校別収支の状況

(単位：千円)

	支 出				収 入		
	H17	H18	H19		H17	H18	H19
山城							
人件費	858,948	889,261	931,406	使用料及び手数料	104,952	105,619	107,423
需用費	37,407	38,815	40,590	その他	1,611	1,616	1,550
その他	15,209	18,671	17,459	合計	106,563	107,235	108,973
合計	911,564	946,747	989,455				
鴨沂							
人件費	920,699	1,020,231	1,041,675	使用料及び手数料	58,954	58,640	53,966
需用費	39,299	41,589	37,284	その他	1,409	1,251	1,266
その他	26,258	24,297	26,783	合計	60,363	59,891	55,232
合計	986,256	1,086,117	1,105,742				
洛北							
人件費	855,671	895,819	901,476	使用料及び手数料	96,983	88,745	85,923
需用費	45,000	40,212	42,902	その他	1,829	1,637	1,527
その他	26,930	28,357	31,784	合計	98,812	90,382	87,450
合計	927,601	964,388	976,162				
北稜							
人件費	647,643	677,781	768,258	使用料及び手数料	84,970	90,764	91,584
需用費	30,398	28,062	29,329	その他	1,364	1,611	1,684
その他	17,562	20,525	19,983	合計	86,334	92,375	93,268
合計	695,604	726,368	817,570				
朱雀							
人件費	1,756,274	1,807,875	1,733,088	使用料及び手数料	75,255	74,527	71,095
需用費	46,413	42,131	43,411	その他	1,456	1,494	1,916
その他	26,814	29,486	27,827	合計	76,711	76,021	73,011
合計	1,829,501	1,879,492	1,804,326				
洛東							
人件費	534,933	677,876	569,776	使用料及び手数料	48,402	50,254	52,791
需用費	29,749	26,529	31,281	その他	880	906	955
その他	12,056	16,071	15,100	合計	49,282	51,160	53,746
合計	576,737	720,476	616,157				
鳥羽							
人件費	1,204,429	1,290,291	1,273,402	使用料及び手数料	106,042	102,715	100,393
需用費	63,320	48,043	61,940	その他	2,199	1,973	2,191
その他	31,737	28,732	31,724	合計	108,241	104,688	102,584
合計	1,299,485	1,367,066	1,367,065				

	支 出				収 入		
	H17	H18	H19		H17	H18	H19
嵯峨野							
人件費	778,909	1,290,291	791,155	使用料及び手数料	100,589	101,510	104,090
需用費	37,348	48,043	39,884	その他	1,905	1,525	1,602
その他	27,705	28,732	20,087	合計	102,494	103,035	105,692
合計	843,962	1,367,066	851,126				
北嵯峨							
人件費	780,959	773,118	812,177	使用料及び手数料	106,045	106,091	99,025
需用費	34,991	33,199	38,280	その他	1,704	1,757	1,687
その他	17,491	19,764	17,626	合計	107,749	107,848	100,712
合計	833,440	826,081	868,083				
北桑田							
人件費	538,192	577,314	589,453	使用料及び手数料	31,759	30,398	29,730
需用費	39,304	43,971	31,618	その他	8,242	7,623	7,304
その他	36,165	67,241	38,561	合計	40,001	38,021	37,034
合計	613,660	688,527	659,633				
桂							
人件費	807,645	816,234	965,541	使用料及び手数料	98,836	102,900	103,734
需用費	49,972	44,339	53,553	その他	12,207	11,461	13,326
その他	22,187	21,317	29,262	合計	111,043	114,361	117,060
合計	879,805	881,890	1,048,356				
洛西							
人件費	769,201	811,856	856,382	使用料及び手数料	113,807	108,122	100,879
需用費	29,341	30,514	30,024	その他	2,069	1,853	2,193
その他	14,410	14,507	16,136	合計	115,876	109,975	103,072
合計	812,952	856,877	902,542				
桃山							
人件費	1,372,482	1,396,288	1,439,969	使用料及び手数料	111,324	109,105	112,624
需用費	51,918	51,501	49,390	その他	2,217	2,198	2,125
その他	27,648	33,109	24,779	合計	113,541	111,303	114,749
合計	1,452,048	1,480,898	1,514,138				
東稜							
人件費	737,894	751,328	790,061	使用料及び手数料	93,622	93,791	89,320
需用費	34,363	46,072	45,858	その他	1,642	1,735	1,500
その他	24,936	20,894	28,937	合計	95,264	95,526	90,820
合計	797,193	818,294	864,856				
洛水							
人件費	608,419	675,885	677,272	使用料及び手数料	61,990	64,382	67,837
需用費	30,177	32,610	29,035	その他	1,203	1,144	1,167
その他	11,807	13,910	16,112	合計	63,193	65,526	69,004
合計	650,404	722,406	722,419				
京都すばる							
人件費	679,985	698,020	708,751	使用料及び手数料	60,746	61,922	61,836
需用費	32,610	38,615	39,307	その他	2,670	2,639	2,499
その他	65,032	63,054	65,275	合計	63,416	64,561	64,335
合計	777,627	799,689	813,333				

	支 出				収 入		
	H17	H18	H19		H17	H18	H19
向陽							
人件費	553,969	576,402	620,728	使用料及び手数料	73,921	73,626	73,054
需用費	32,277	27,744	30,996	その他	1,210	1,191	1,066
その他	14,626	20,890	17,056	合計	75,131	74,817	74,120
合計	600,871	625,036	668,780				
乙訓							
人件費	611,504	636,404	567,201	使用料及び手数料	59,856	51,742	50,434
需用費	33,316	32,722	36,316	その他	983	880	783
その他	13,714	29,253	34,094	合計	60,839	52,622	51,217
合計	658,535	698,379	637,611				
西乙訓							
人件費	629,070	629,070	708,098	使用料及び手数料	88,705	88,738	83,234
需用費	31,688	31,688	33,570	その他	1,335	1,361	1,145
その他	13,412	13,412	16,644	合計	90,040	90,099	84,379
合計	674,170	674,170	758,311				
城南							
人件費	639,050	683,594	588,066	使用料及び手数料	76,020	69,686	47,472
需用費	21,986	21,351	18,717	その他	1,317	1,263	684
その他	14,004	14,211	13,375	合計	77,337	70,949	48,156
合計	675,040	719,156	620,159				
東宇治							
人件費	505,097	603,687	582,596	使用料及び手数料	61,715	61,274	66,694
需用費	26,791	22,231	24,803	その他	901	949	942
その他	20,272	15,675	17,435	合計	62,616	62,223	67,636
合計	552,160	641,593	624,834				
西宇治							
人件費	654,626	554,849	600,780	使用料及び手数料	61,762	60,724	57,516
需用費	23,058	24,986	25,503	その他	1,074	971	842
その他	12,972	12,921	32,397	合計	62,836	61,695	58,358
合計	690,657	592,757	658,680				
菟道							
人件費	670,502	644,551	653,687	使用料及び手数料	100,357	93,047	92,182
需用費	28,985	27,009	27,930	その他	1,497	1,341	1,314
その他	13,637	14,520	14,464	合計	101,854	94,388	93,496
合計	713,124	686,080	696,082				
城陽							
人件費	634,666	746,365	647,471	使用料及び手数料	79,302	77,619	79,310
需用費	34,694	28,170	27,624	その他	1,557	1,227	1,228
その他	17,319	16,979	17,655	合計	80,859	78,846	80,538
合計	686,679	791,514	692,750				
西城陽							
人件費	728,915	697,908	737,484	使用料及び手数料	110,651	107,855	106,140
需用費	40,115	40,522	37,752	その他	201	1,755	1,459
その他	21,969	23,034	25,487	合計	110,852	109,610	107,599
合計	790,999	761,464	800,722				

	支 出				収 入		
	H17	H18	H19		H17	H18	H19
京都八幡							
人件費	1,015,863	1,059,540	910,865	使用料及び手数料	92,976	83,275	77,028
需用費	57,552	55,009	57,755	その他	1,818	1,777	4,027
その他	35,143	35,300	72,619	合計	94,794	85,052	81,055
合計	1,108,558	1,149,849	1,041,239				
久御山							
人件費	557,500	529,573	540,348	使用料及び手数料	67,080	64,819	68,151
需用費	23,953	27,685	26,932	その他	1,137	1,099	1,173
その他	17,775	17,576	17,343	合計	68,217	65,918	69,324
合計	599,228	574,834	584,623				
田辺							
人件費	800,206	815,617	865,154	使用料及び手数料	76,138	73,462	71,290
需用費	31,031	32,105	36,364	その他	1,374	1,284	1,377
その他	33,262	19,890	54,179	合計	77,512	74,746	72,667
合計	864,499	867,613	955,698				
木津							
人件費	734,452	820,594	751,646	使用料及び手数料	82,439	79,245	82,196
需用費	39,576	37,443	41,037	その他	4,609	6,316	5,210
その他	17,605	19,807	19,826	合計	87,048	85,561	87,406
合計	791,633	877,845	812,509				
南陽							
人件費	723,997	763,541	716,866	使用料及び手数料	124,458	115,628	107,174
需用費	27,921	32,974	29,399	その他	1,915	1,770	1,533
その他	18,655	14,583	16,981	合計	126,373	117,398	108,707
合計	770,572	811,097	763,247				
亀岡							
人件費	786,760	810,758	818,517	使用料及び手数料	105,164	106,932	101,835
需用費	39,796	43,420	35,991	その他	1,796	1,946	1,603
その他	25,224	22,845	22,368	合計	106,960	108,878	103,438
合計	851,779	877,024	876,876				
南丹							
人件費	695,435	646,329	567,849	使用料及び手数料	73,308	66,899	62,916
需用費	35,213	36,391	34,763	その他	1,156	1,129	992
その他	19,052	16,061	18,335	合計	74,464	68,028	63,908
合計	749,700	698,781	620,947				
園部							
人件費	558,752	612,620	575,647	使用料及び手数料	62,215	59,176	58,152
需用費	36,018	34,534	34,688	その他	1,158	1,107	1,168
その他	46,737	22,810	15,814	合計	63,373	60,283	59,320
合計	641,507	669,964	626,149				
農芸							
人件費	565,413	528,049	576,489	使用料及び手数料	27,520	28,006	25,968
需用費	64,964	74,989	75,263	その他	32,148	34,043	39,171
その他	46,995	39,491	58,237	合計	59,668	62,049	65,139
合計	677,373	642,529	709,988				

	支 出				収 入		
	H17	H18	H19		H17	H18	H19
須知							
人件費	467,763	485,627	469,945	使用料及び手数料	28,763	30,445	32,050
需用費	28,894	25,424	22,140	その他	5,133	5,209	5,094
その他	19,983	23,707	33,582	合計	33,896	35,654	37,144
合計	516,640	534,758	525,667				
綾部							
人件費	1,070,313	1,024,788	1,114,986	使用料及び手数料	94,245	89,893	88,219
需用費	61,129	59,597	60,401	その他	7,373	7,122	7,548
その他	34,110	37,636	32,532	合計	101,618	97,015	95,767
合計	1,165,552	1,122,021	1,207,920				
福知山							
人件費	728,404	733,710	788,535	使用料及び手数料	85,490	89,893	88,219
需用費	39,091	42,238	42,970	その他	4,676	7,122	7,548
その他	28,530	28,441	26,095	合計	90,166	97,015	95,767
合計	796,025	804,389	857,599				
工業							
人件費	728,729	707,597	664,748	使用料及び手数料	59,207	57,478	55,662
需用費	32,923	29,087	32,172	その他	65	928	929
その他	71,768	82,048	71,170	合計	59,272	58,406	56,591
合計	833,420	818,733	768,089				
大江							
人件費	384,512	401,308	489,209	使用料及び手数料	31,399	30,021	31,002
需用費	17,634	17,068	19,810	その他	503	478	488
その他	10,332	13,435	10,434	合計	31,902	30,499	31,490
合計	412,477	431,812	519,454				
東舞鶴							
人件費	696,480	655,780	762,874	使用料及び手数料	86,821	85,383	85,419
需用費	39,716	35,070	41,821	その他	1,501	1,429	1,621
その他	27,596	26,251	27,065	合計	88,322	86,812	87,040
合計	763,792	717,101	831,759				
西舞鶴							
人件費	732,106	728,666	810,690	使用料及び手数料	86,821	92,256	91,297
需用費	28,613	29,420	31,595	その他	1,501	1,581	1,672
その他	24,003	22,666	21,385	合計	88,322	93,837	92,969
合計	784,722	780,751	863,669				
宮津							
人件費	690,649	740,831	812,100	使用料及び手数料	71,288	70,658	70,634
需用費	31,118	36,052	42,415	その他	1,309	1,541	1,291
その他	30,649	28,055	25,747	合計	72,597	72,199	71,925
合計	752,416	804,938	880,261				
海洋							
人件費	484,737	573,018	511,277	使用料及び手数料	24,427	24,166	25,869
需用費	67,073	54,455	71,502	その他	2,611	2,723	4,520
その他	28,101	28,022	31,239	合計	27,038	26,889	30,389
合計	579,911	655,496	614,018				

	支 出				収 入		
	H17	H18	H19		H17	H18	H19
加悦谷							
人件費	368,044	386,105	442,824	使用料及び手数料	47,460	46,296	45,815
需用費	19,058	22,869	19,822	その他	711	706	720
その他	14,895	13,656	12,940	合計	48,171	47,002	46,535
合計	401,996	422,629	475,586				
峰山							
人件費	988,424	1,052,956	1,098,628	使用料及び手数料	100,891	97,138	96,820
需用費	38,651	36,499	40,826	その他	2,804	2,429	2,508
その他	36,305	31,051	32,734	合計	103,695	99,567	99,328
合計	1,063,380	1,120,506	1,172,188				
網野							
人件費	698,817	611,542	571,672	使用料及び手数料	66,085	64,462	59,993
需用費	26,520	27,279	26,855	その他	1,505	1,181	974
その他	25,880	27,757	27,861	合計	67,590	65,643	60,967
合計	751,218	666,578	626,388				
久美浜							
人件費	416,183	397,160	378,474	使用料及び手数料	33,868	29,586	26,445
需用費	22,121	17,587	20,019	その他	2,603	2,443	2,138
その他	17,579	22,090	19,635	合計	36,471	32,029	28,583
合計	455,882	436,837	418,128				
盲							
人件費	1,137,144	1,176,830	1,077,126	使用料及び手数料	2	2	2
需用費	34,627	35,012	38,932	その他	1,505	1,657	1,272
その他	48,519	47,993	48,750	合計	1,507	1,659	1,274
合計	1,220,289	1,259,835	1,164,808				
聾							
人件費	1,390,386	1,361,854	1,390,332	使用料及び手数料	21	22	66
需用費	47,994	41,998	39,875	その他	260	250	242
その他	50,131	53,390	45,007	合計	281	272	308
合計	1,488,511	1,457,242	1,475,214				
桃山養							
人件費	1,293,194	1,429,218	1,349,521	使用料及び手数料	214	256	248
需用費	25,411	26,650	22,466	その他	438	489	402
その他	55,995	56,285	55,388	合計	652	745	650
合計	1,374,601	1,512,153	1,427,376				
向日が丘養							
人件費	1,869,999	2,017,486	1,995,677	使用料及び手数料	32	30	29
需用費	48,057	50,479	48,749	その他	557	521	558
その他	82,577	84,734	84,622	合計	589	551	587
合計	2,000,633	2,152,699	2,129,047				
城陽養							
人件費	541,487	617,525	587,823	使用料及び手数料	42	49	41
需用費	14,068	16,153	17,403	その他	520	595	593
その他	18,977	18,585	21,369	合計	562	644	634
合計	574,533	652,263	626,595				

	支 出				収 入		
	H17	H18	H19		H17	H18	H19
南山城養							
人件費	1,582,433	1,716,417	1,718,380	使用料及び手数料	4	4	5
需用費	37,665	41,073	43,927	その他	1,021	813	582
その他	66,883	71,714	78,321	合計	1,025	817	587
合計	1,686,981	1,829,205	1,840,628				
丹波養							
人件費	1,548,253	1,644,512	1,760,522	使用料及び手数料	26	30	38
需用費	35,567	41,399	35,424	その他	496	272	375
その他	55,841	47,961	51,336	合計	522	302	413
合計	1,639,662	1,733,872	1,847,282				
中丹							
人件費	1,030,502	1,134,226	1,104,909	使用料及び手数料	0	22	20
需用費	16,813	24,107	25,354	その他	772	876	774
その他	49,819	37,623	35,124	合計	772	898	794
合計	1,097,134	1,195,956	1,165,387				
舞鶴養							
人件費	1,351,186	1,134,226	1,400,562	使用料及び手数料	124	269	258
需用費	49,793	24,107	42,967	その他	262	1,266	1,506
その他	146,208	37,623	83,449	合計	386	1,535	1,764
合計	1,547,187	1,195,956	1,526,979				
与謝の海養							
人件費	1,249,587	1,353,780	1,532,183	使用料及び手数料	0	0	0
需用費	28,088	25,133	27,308	その他	282	241	176
その他	79,210	83,498	84,734	合計	282	241	176
合計	1,356,884	1,462,411	1,644,225				
総合計							
人件費	47,367,393	49,296,270	49,712,331	使用料及び手数料	3,603,572	3,510,736	3,431,362
需用費	2,051,168	2,031,722	2,093,844	その他	141,268	143,488	150,634
その他	1,830,210	1,780,987	1,872,260	合計	3,744,840	3,654,224	3,581,996
合計	51,248,771	53,108,980	53,678,434				

これらの学校の収支金額を単純に合算してみると、下記【表2.2-2】のようになる。他の府立学校と比較すると、当然のことながら収支バランスの悪い盲学校以下与謝の海養護学校までを除いて単純合算したものが下記【表2.2-3】であるが、なお393億円もの収支赤字が計上されている。

収入総額は毎年2%前後逡減しているにもかかわらず、支出総額は逆に毎年逡増している。したがって収入に対する支出の割合もこの3年間で悪化の一途を辿っている。しかし、支出に占める人件費の割合がほぼ横ばいで推移していることを鑑みると、人件費も増額される一方、人件費以外の支出も同程度の比率で伸びていることが見てとれる。特に、【表2.2-3】での19年度の支出総額及び人件費の伸び率は大きい。

この表を分析する限りにおいて、元々、公教育活動において収支差額の黒字化は第一義目的ではないだろうが、時代背景から、今日、最低のコストで最大の教育効果を上げることが社会的に求められ、常にコストを意識した学校運営が必達とされる。

【表2.2-2】全学校単純合算

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度
収入総額	3,744,840	3,654,224	3,581,996
収入伸び率	—	97.6%	98.0%
支出総額	51,248,771	53,108,980	53,678,434
支出伸び率	—	103.6%	101.1%
支出の内人件費総額	47,367,393	49,296,270	49,712,331
人件費伸び率	—	104.1%	100.8%
収支差額	-47,503,930	-49,454,755	-50,096,438
収支比率	7.3%	6.9%	6.7%
支出に占める人件費割合	92.4%	92.8%	92.6%

【表2.2-3】盲学校以下与謝の海養護学校までを除く単純合算

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度
収入総額	3,738,262	3,646,560	3,577,041
収入伸び率	—	97.5%	98.1%
支出総額	37,262,355	38,276,949	42,898,292
支出伸び率	—	102.7%	112.1%
支出の内人件費総額	34,373,222	35,396,837	39,612,275
人件費伸び率	—	103.0%	111.9%
収支差額	-33,524,093	-34,630,389	-39,321,251
収支比率	10.0%	9.5%	8.3%
支出に占める人件費割合	92.2%	92.5%	92.3%

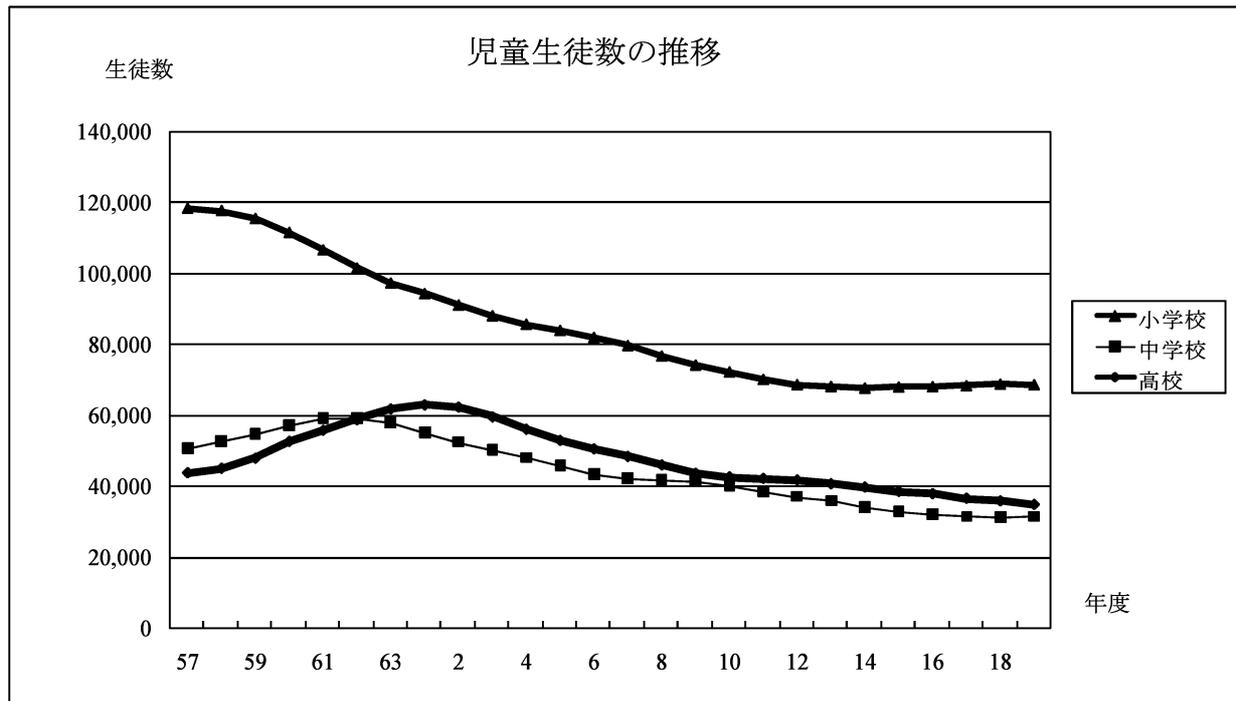
### 3 京都府の状況

#### 3.1. 児童・生徒数

##### 3.1.1. 児童・生徒数の推移

京都府内における児童・生徒数の推移は、【図3.1.1】のとおりである。小学校・中学校の児童・生徒数は減少傾向であったが、ここ数年は下げ止まりの状況にあるが、高校生徒数はピーク時の57%に下降し、今なお減少し続けている。

【図3.1.1】児童生徒数の推移



3.1.2. 公立高等学校学科別・学年別生徒数（全日制）

平成19年 5月 1日現在の全日制公立高等学校学科別・学年別生徒数は、【表3.1.2】のとおりである。全生徒数に占める普通科の割合は、京都府立高等学校が 8 割強であるのに対し、京都市立高等学校では 5 割前後である。これは学科の分類による影響が大きいと思われる。

【表3.1.2】全日制公立高等学校生徒数

		1学年	2学年	3学年	計
府立	普通科	9,558	9,466	9,517	28,541
	農業に関する学科	381	359	327	1,067
	水産に関する学科	99	90	92	281
	工業に関する学科	391	351	352	1,094
	商業に関する学科	354	390	418	1,162
	情報に関する学科	80	67	71	218
	家庭に関する学科	20	14	12	46
	その他の学科	680	467	264	1,411
	総合学科	267	261	267	795
計	11,830	11,465	11,320	34,615	
京都市立	普通科	929	963	884	2,776
	英語に関する学科	41	40	42	123
	工業に関する学科	327	376	364	1,067
	美術に関する学科	93	92	91	276
	音楽に関する学科	40	40	37	117
	その他の学科	496	369	370	1,235
計	1,926	1,880	1,788	5,594	
合計	13,756	13,345	13,108	40,209	

3.1.3. 公立高等学校学科別・学年別生徒数（定時制・通信制）

平成19年 5月 1日現在の定時制・通信制公立高等学校学科別・学年別生徒数は、【表3.1.3】のとおりである。なお、通信制は特に学年を定めていない。

【表3.1.3】定時制・通信制公立高等学校生徒数

定 時 制		1学年	2学年	3学年	4学年	計	
府 立	普 通 科	418	304	223	269	1,214	
	専 門 学 科	農業に関する学科	23	24	15	17	79
		商業に関する学科	39	26	15	19	99
		家庭に関する学科	7	16	7	6	36
	計	487	370	260	311	1,428	
京 都 市 立	普 通 科	59	53	40	15	167	
	専 門 学 科	工業に関する学科	68	86	95	131	380
	計	127	139	135	146	547	
合 計		614	509	395	457	1,975	
通 信 制		1,194					

3.1.4. 公立特別支援学校学級数・児童生徒数

平成19年 5月 1日現在の公立特別支援学校学級数・児童生徒数は、以下のとおりである。

【表3.1.4】公立特別支援学校学級数・児童生徒数

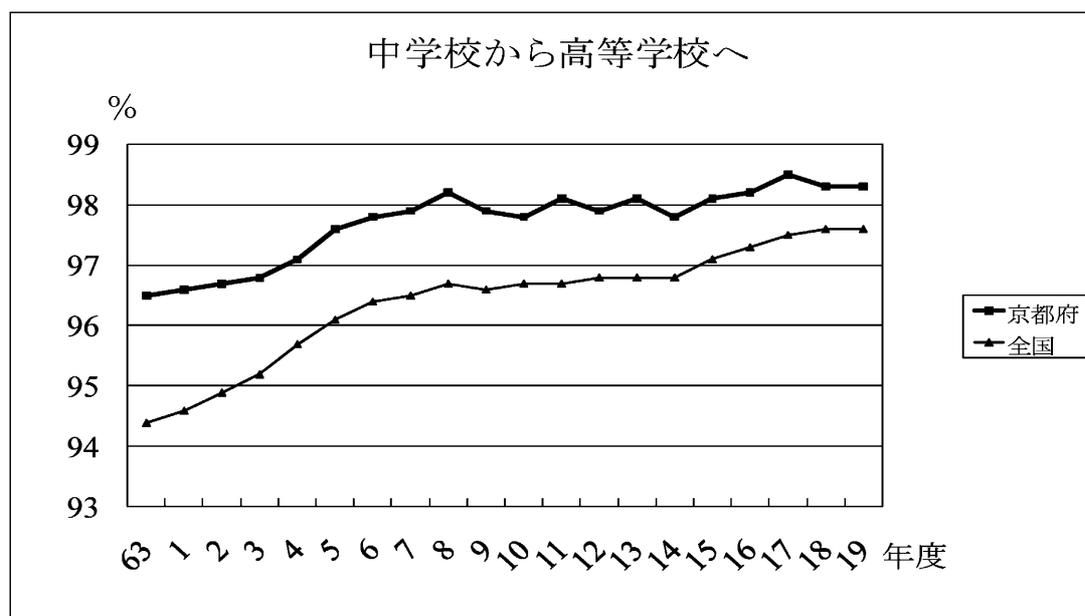
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
府 立	学 級 数	16	140	96	144	396
	児童生徒数	37	374	289	528	1,228
京都市立	学 級 数	—	87	51	96	234
	児童生徒数	—	255	172	438	865
学 級 数 計		16	227	147	240	630
児童生徒数計		37	629	461	966	2,093

3.2. 進学率の推移

3.2.1. 中学校から高等学校への進学率

京都府及び全国における中学から高等学校への進学率の推移は、【図3.2.1】のとおりである。進学率の高さは全国平均に比し、京都府では、過去からかなり高い、ということが言える。

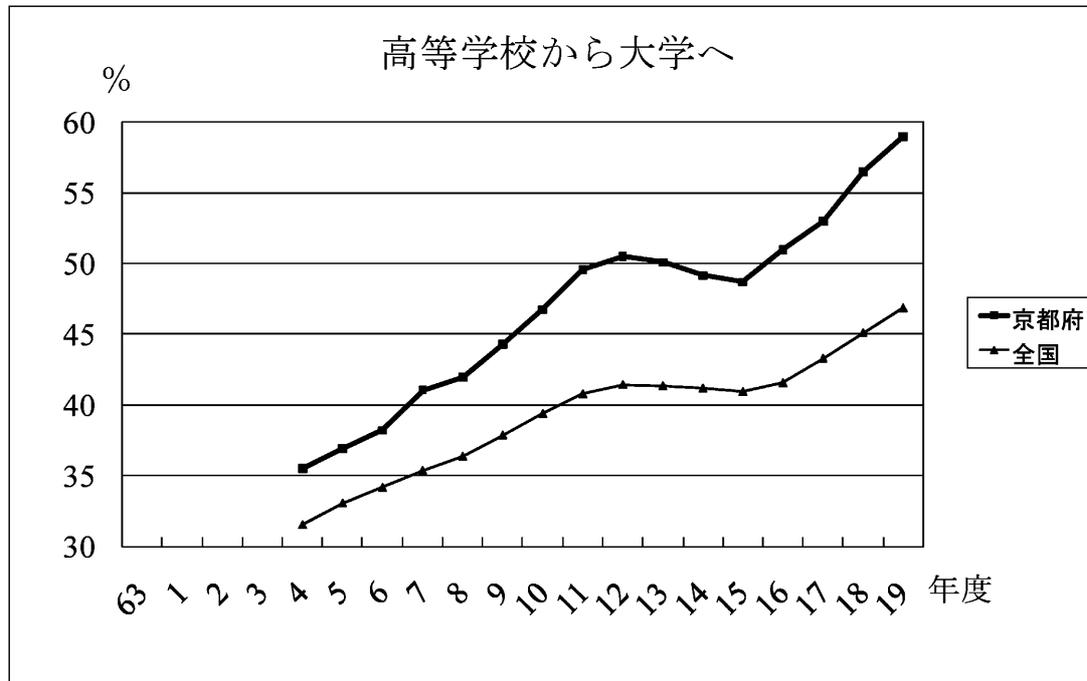
【図3.2.1】 中学から高校への進学率の推移



3.2.2.高等学校から大学への進学率

また、京都府及び全国における高校学校から大学への進学率の推移は、【図3.2.2】のとおりである。ここでも、京都府における高校から大学への進学率は、全国平均を大きく上回っている。しかも、その開差は大きくなっている。

【図3.2.2】高等学校から大学への進学率の推移



3.3.卒業後の進路状況

平成19年 3月卒業の公立高等学校卒業生の学科別進路状況は、【表3.3-1】及び【表3.3-2】のとおりである。

【表3.3-1】学科別進路状況 (人数)

区 分	卒業生総数	進学者	専修学校 等入学者	就職者	その他	
合 計	14,341	8,390	3,228	1,629	1,094	
全 日 制	普 通	11,065	7,015	2,585	686	779
	農 業	342	107	110	100	25
	工 業	812	247	131	403	31
	商 業	414	131	100	151	32
	水 産	71	20	20	27	4
	家 庭	12	2	4	6	—
	総合学科	271	142	73	44	12
	情 報	73	51	10	12	—
	そ の 他	815	629	132	3	51
	計	13,875	8,344	3,165	1,432	934
定 時 制	466	46	63	197	160	